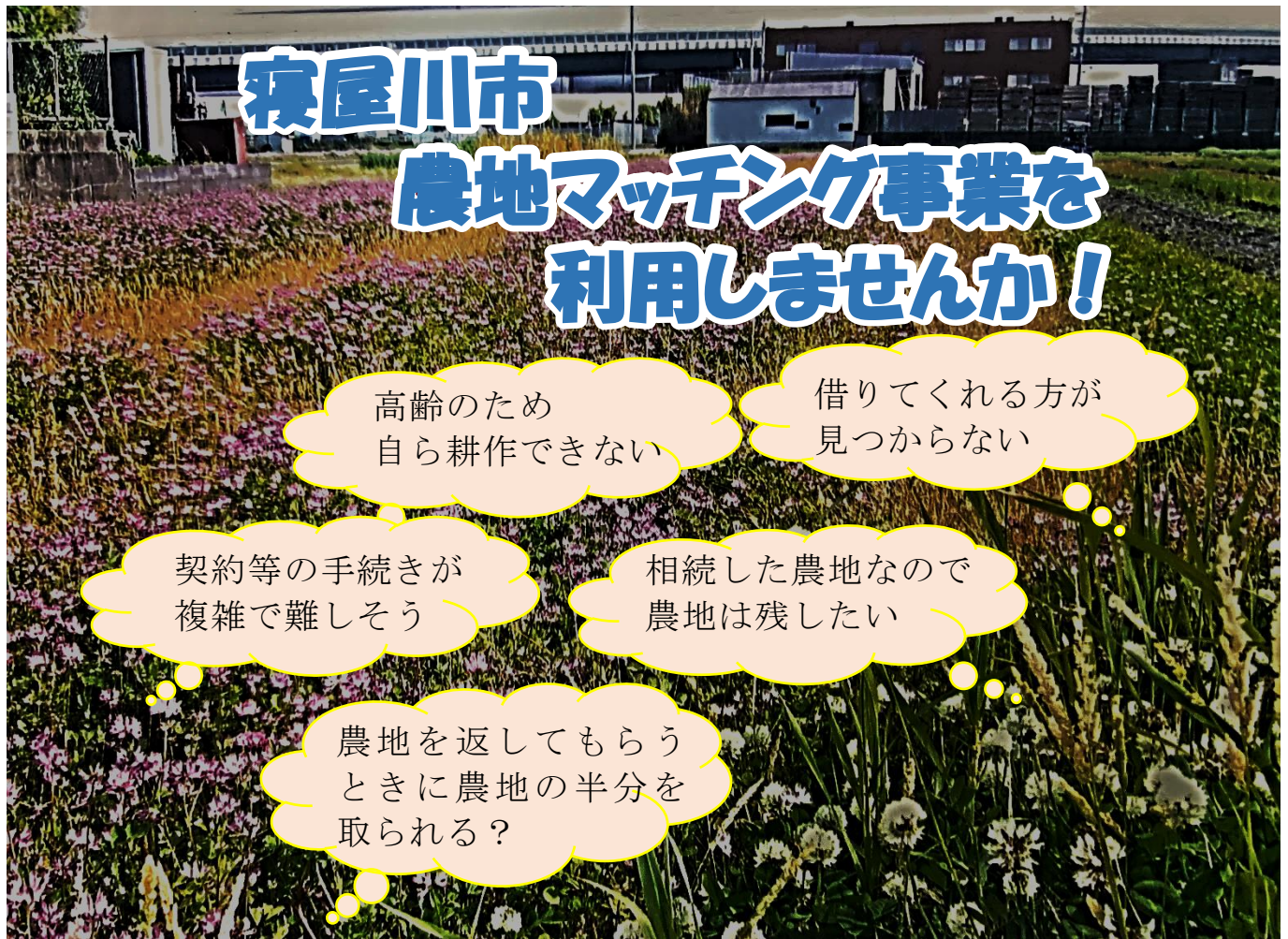


令和4年5月から始まります！



寝屋川市では、令和4年度から「寝屋川市農地マッチング事業」をスタートします。

自ら耕作ができなくなった、相続した農地の耕作を続けていくことができない等でお困りの方はご相談ください。

- ・貸したい農地を登録していただき、借りたい人が見つかった場合は、契約等の手続きをサポートします。但し、契約は貸主と借主との契約となります。
- ・貸し借りの期間終了後は、自動的に契約が終了する制度もあります。(契約を続ける場合は延長も可能です。なお、離作補償等は発生しません。)



はちかづきちゃん
ねや丸くん

所有している農地を貸したい方は、下記までご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒572-0832

寝屋川市本町15番1号（寝屋川市上下水道局3階）

寝屋川市 まちづくり推進部 産業振興室（農政担当）

TEL 072-825-2673 FAX 072-824-3090

令和4年5月から始まります！

農地を借りたい 農業者を募集しています！

寝屋川市では、令和4年度から「寝屋川市農地マッチング事業」をスタートします。

【寝屋川市農地マッチング事業とは？】

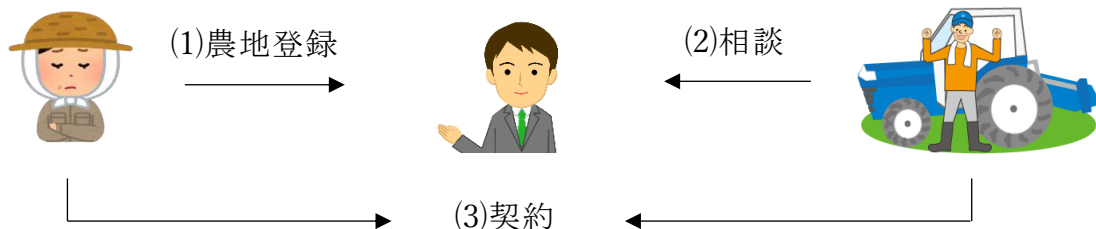
- (1) 貸したい人 → 農地を市に登録し、借りたい人を募集
- (2) 借りたい人 → 借りたい農地を市に相談
- (3) 市役所 → 双方の契約手続きをサポートします

【制度のイメージ】

貸したい人

市役所

借りたい人



※農地として利用する目的以外でのマッチングは行いません。

寝屋川市内の農地を借りて、農業経営を拡大したい農業者の方は、下記までご相談ください。

本市で農地を取得（賃借含む）する場合には、現在耕作している農地（小作により借り受けている農地を含む）と新たに取得したい農地の合算で20㌶（2,000㎡）以上が必要となります。

【お問い合わせ先】

〒572-0832

寝屋川市本町15番1号（寝屋川市上下水道局3階）

寝屋川市 まちづくり推進部 産業振興室（農政担当）

TEL 072-825-2673 FAX 072-824-3090